（サイバー危害防止処置の記録）

第五条　サイバー危害防止措置執行官は、サイバー危害防止処置の状況を書面又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に記録しなければならない。

（合同処理）

第六条　関係都道府県警察が合同処理（サイバー危害防止処置について警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十一条の二第一項の規定により関係都道府県警察が共同して行う処理であって、関係都道府県警察の一の警察官に同項の規定による指揮（第三号において単に「指揮」という。）を行わせるものをいう。以下この項において同じ。）を行うときは、関係都道府県警察の警察本部長は、次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結しなければならない。

一　合同処理に係る都道府県警察

二　合同処理に係る事案

三　当該一の警察官が指揮を行うに当たって遵守すべき事項

四　当該一の警察官の指名

五　前各号に掲げるもののほか、合同処理を行うため必要な事項

2　前項の規定は、長官が警察法第六十一条の三第三項の規定により関東管区警察局及び関係都道府県警察に共同してサイバー危害防止処置について処理を行わせる場合に定める方針について準用する。

（国家公安委員会への報告等）

第七条　長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、関東管区警察局及び都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施に関し、次に掲げる事項を報告するものとする。

一　承認の求め及び当該承認並びに法第六条の二第九項の規定による通知のそれぞれの件数及び概要

二　勧告の件数及び概要

2　長官は、長官又は警察本部長が勧告を受けたときは、その旨を速やかに国家公安委員会に報告するものとする。

3　前二項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会から関東管区警察局及び都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施の状況について報告を求められたときその他必要があると認めるときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

4　前三項の規定は、警察本部長について準用する。この場合において、第一項及び前項中「国家公安委員会」とあるのは「それぞれ、都道府県公安委員会」と、「関東管区警察局及び」とあるのは「当該」と、第二項中「は、長官又は警察本部長が」とあるのは「は、」と、「国家公安委員会」とあるのは「、それぞれ、都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

法規的告示

○国税庁告示第二十四号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき、果実酒等の製法品質表示基準を定める件（平成二十七年十月国税庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月二十五日

国税庁長官　青木　孝徳

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式（第８項関係）　（略） 備考 1　（略） 2　発泡性を有する果実酒等（アルコール分が11度未満のものに限る。）である場合は、酒類の品目に続けて発泡性を有する旨及び税率の適用区分を表す事項を表示する。なお、酒類の品目は、容器又は包装の主たる商標を表示する側に表示した場合には省略することができる。 3～9　（略）	**別記様式**（第８項関係）　（同左） 備考 1　（同左） 2　発泡性を有する果実酒等（アルコール分が10度未満のものに限る。）である場合は、酒類の品目に続けて発泡性を有する旨及び税率の適用区分を表す事項を表示する。なお、酒類の品目は、容器又は包装の主たる商標を表示する側に表示した場合には省略することができる。 3～9　（同左）

附　則

この告示は、令和八年十月一日から適用する。

○厚生労働省告示第三百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年九月二十八日から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～十九　（略） 二十　イトプリド 二十一～二百七十四　（略） （略）	**別表第三** 無機薬品及び有機薬品 一～十九　（略） （新設） 二十～二百七十三　（略） （略）

○厚生労働省告示第三百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条の二第三項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年九月二十八日から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
無機薬品及び有機薬品 一～六　（略） 七　イトプリド 八～五十六　（略）	無機薬品及び有機薬品 一～六　（略） （新設） 七～五十五　（略）